

萩市有機農業等推進協議会設置要綱

制定 令和8年7月8日

(設置及び目的)

第1条 農産物に対する安心・安全のニーズや環境問題への関心が高まる中、「有機農業の推進に関する法律」(平成18年法律第112号)に定める基本理念をはじめ、国の施策である「みどりの食料システム戦略」及び県の「山口県有機農業推進計画」等の趣旨を踏まえ策定した「萩市有機農業等推進計画」に基づく、環境にやさしい持続可能な農業に向けた有機農業及び環境保全型農業等の推進を図るとともに、推進施策の評価・検討・協議を行い、施策の円滑な実施に取り組むため、萩市有機農業等推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、「萩市有機農業等推進計画」に基づき、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 萩市の有機農業及び環境保全型農業の推進に関すること。
- (2) その他有機農業及び環境保全型農業の推進に関し必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(役員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

会長1人、副会長1人、監事2人

- 2 役員は、総会において選出する。
- 3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計及び業務執行の状況を監査する。

(会議等)

第6条 協議会の会議(総会を含む。以下同じ。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長をもって充てる。

- 4 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 5 会長が必要と認めた場合は、委員以外の者を臨時委員として会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 6 会議を開催するほか、協議会の設置目的を達成するために必要と認められる研修等を開催するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は萩市農政課に置く。

(経費)

第8条 協議会の運営に要する経費は、市の補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(報償金及び費用弁償)

第10条 役員及び委員（臨時委員を含む。）に対する報償金及び費用弁償については、萩市報酬及び費用弁償条例及び同条例施行規則に準じて、予算の範囲内で支払うものとする。

- 2 第6条第4項の規定に基づき代理人が協議会の職務に従事したときは、当該代理人に対して、予算の範囲内で報償金及び費用弁償を支払うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年7月8日から施行する。

(準備行為)

- 2 委員の委嘱又は任命に関し必要な行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

(招集の特例)

- 3 第6条第1項の規定にかかわらず、最初にかかれる会議は、市長が招集する。